

【既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業 対象製品公募要領】

■更新履歴

更新月日	更新ページ	更新内容
2014年4月23日	P.3	(3)申請者の資格に、 <u>ただし、「様式第1-3交付申請書 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。</u> を追加しました。
2014年4月23日	P.9	①戸建住宅の改修におけるエネルギー計算に、 <u>・換気小窓※3、300×200mm以下のガラスを用いた窓及びジャロジー窓等については改修の対象外とする。</u> を追加しました。 ※3 <u>障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。</u> を追加しました。
2014年4月23日	P.11	②集合住宅の改修におけるエネルギー計算の、 <u>ただし、換気小窓※1及び300×200mm以下のガラスを用いた窓については改修の対象外とする。</u> を <u>ただし、換気小窓※1、300×200mm以下のガラスを用いた窓及びジャロジー窓等については改修の対象外とする。</u> に変更しました。 ※2 <u>個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷計算プログラムSMASH (IBEC)等を用いて住宅全体の一次エネルギー消費量を15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること。(書式自由)</u> を追加しました。